

2003年9月 No.433

京都の福祉

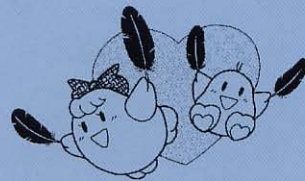
発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp



野球観戦で松山選手を応援する子どもと職員(甲子園球場 6~7面関連記事)

もくろみ

京都府社協は、今年六月に「母子家庭等自立支援センター」を立ち上げた。この自立支援センターは、就業相談から職業紹介まで、一貫した自立支援を行なうことが目的だが、主眼は、母子(父子)家庭の「就業」支援である。▼近年、急速に離婚家庭が増え、子どもの養育問題、生活問題は深刻である。わけても、厳しい雇用環境にある今日、多くのハンディがある母子家庭にとって、安定した生活の糧を得るための「就労」確保は至難の業といっている。

▼ある統計資料をみると、母子家庭の就労率は八七・三%であるが、そのうち約六十%はパートやアルバイト、契約社員など不安定な雇用形態となっている。しかも、年収は、二百万円を切っている。平成八年に行なった京都府の調査でも、同様の傾向だ。▼この就労問題は、単に経済問題だけにとどまらない。子どもの養育や地域生活上の問題などと複雑に絡み合っている。まだ開設してわずかであるが相談窓口に見れてくる問題は、その深刻さを語っている。

「夫の暴力(DV)から逃れ、住むところも定まらず、お金もなく、保育園も空きが見つからず、仕事もなく、福祉事務所についても法的に離婚が成立していないからと取り合ってもらえずで、途方にくれている」、「長男が幼い頃のDVの影響からか、精神的に不安定。不登校、てんかんなどで病院も転々。長男の介護でまともな仕事につけず。児童扶養手当が減額されるということで、仕事を探してきた」などなど。▼手探り状態でスタートした事業ではあるが、突きつけられる問題・課題は待ったなしだ。全国的にも社協がこの事業を実施するのは稀だが、就業支援を通して、突きつけられる課題をいかに受け止め、いかに社協らしく展開できるか、まさに真骨頂が試されるところである。

『社会問題』のなかで考える視点が必要

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」と略す）の施行以来、全国の児童相談所に寄せられる虐待の相談処理件数は急増し、児童虐待防止法が施行される前の約二倍となる約二万三千件にも上っています。また、社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」も六月に児童虐待に関する現行制度の実施状況等を踏まえた制度全般にわたる検討結果をだしました。そこで今号は法律施行直後にコメントを頂いた団さんに再度お願いして児童虐待防止法ができて三年経って、現状をどのようにとらえておられるのか伺いました。

■児童虐待防止法が施行されて三年を経た現状は？

制度が新しくできたり、変更されたりした時には、「以前と比較して取り扱い件数が何倍になった」とか、「典型的なこんなケースがあった」とか、という話が出ます。当初はそれも構いません。しかし時間が

経つにたがって「新しい制度や対策で、このような対応ができた。そしてこんな課題も残っている」「また新たにこんな問題も起きてきている」という話題が関係者の仕事を通して伝わってくるのが当たり前だと思っています。しかし、児童虐待については、三年経ってもその点がまだ不十分で、相変わらずの

情緒的追い風ばかりのようです。そしてこの状態にぼつぼつまスメディアは飽きてきています。

しかし現場はどうなっているかといいますが、（私はすべての現場を知っているわけではありませんから、私に見えている現場に限ることですが）今、共通して聴こえてくるのは児童相談所（以下、児相）の業務が好きで仕事をしている人がとても減ってきたという声です。

おしなべて短期間で異動してゆく人が増えたり、出て行った人が戻らなくなったりしています。疲れ切っているのです。職員が燃え尽き症候群にならないために何をすべきか、これが今日の児童相談所をめぐる重要なテーマの一つだといえます。

私が児童相談所で働いていた頃は「子どものために役に立ちたい」「子育てを巡る課題のなかに自分の役割があるのではないか」「児童福祉司をやりたい」「児相での勤務を希望します」という人がけっこういました。でも、今は、困難で辛い職場の一つに挙げられるようになってきています。だから当然、希望する人は減っています。

地域を担当して、職場から支給された携帯電話を24時間持ち歩き、何か通報があったら土曜日・日曜日にも動かなければならない。深夜でも対応しなければ、何かあったときに

は「児相は何をしていたんだ！」と言われる。

また、緊急対応で親子分離した場合、子どもには良かったとしても、それを恨む親は必ずいます。「子育てへの不当な介入だ！」と、児相職員が訴えられるということも出てきています。ですから訴えられないための対策さえ、事前に考えておかなければならないのです。

緊急的な仕事に対応しながら、自分たちを守ることに、用心深くならざるを得なくなってきたのです。

■児童虐待問題から見えてきたものは？

当然のことですが、今日的な児童福祉の問題は、児童虐待だけではありません。児相はこれまでも、「うちの専門はこれだ」というような限定的言い方はしないで、その時代ごとのテーマに合わせて、仕事を變化させてきました。

戦後間もなく児相がスタートした頃は浮浪児への対応でした。京都駅周辺にトラックで乗り付けて、親のいない子を保護してきて、お風呂に入れて、ご飯を食わせて、それから施設へ措置するという仕事だったと聞きます。

やがて非行がピークを迎えたときには非行対策に力を入れました。在宅の発達障害児への対応にも、養護学校設置義務化の流れと併行して、就学前の療育（治療と教育）システム作りが熱心に取り組みしました。

このことを通じて、それまで家にいた子ども達が社会に出るようになりました。親の責任とされて家庭内で養育されていた障



団 士郎（だん しろう）氏

〔プロフィール〕

1947年京都市生まれ、大津市育ち。同志社大学文学部（心理学専攻）卒業後、京都府の児童相談所等で心理職として25年間勤務。98年独立して「仕事場D・A・N」を設立。家族療法トレーナー、カウンセラー等多彩な活動を展開している。現在、立命館大学大学院・応用人間科学研究科教授。また、漫画家、コラムニストとしても作品を多数発表。近著では、『ヒトクセある心理臨床家の作り方』（金剛出版）。共著『知的発達障害の家族援助』（金剛出版）、プロデュース『ちんちんがやってきた』（学苑社）等

害のある子ども達が学校へ行くようになり
ました。重度障害の子ども学校へ行くよう
なり、寝たきりの子ども訪問教育が受けら
れるようになりました。これらを通じて、在
宅の障害の重い子どもの死亡率が大きく下
がりました。

私はこの結果を見て、家庭内に留められ
た課題や問題を社会化することが、人間が
生きていくうえでどれほど大切なことなの
かを学びました。

その後、登校拒否・不登校のピークがあ
って、そして今、児童虐待問題が大きく取
り上げられる時代がきているのです。

しかし不登校問題が山積み状態になった
時も、「児相は他の相談はやめて、不登校
専門の相談機関にしよう！」とは誰も言い
出しませんでした。私はその渦中にいまし
たが、引出しを開ければ未解決の不登校の
カルテが山ほどあって、転動するときには
「すみません、実は…。引き続きよろしく！」
と言って逃げるしかなかったのです。

これは中学校も同じで、「こんな出席状
態では、進級も卒業も出来ないぞ！」と脅
かしながら、実際は誰も留年なんかさせず
に、みんな卒業させてしまっていました。

そのツケもあるのでしょう、高校には入
ったけれど通えないまま中退する子どもが
激増しました。現在、高卒者でも三人に二
人以下しか就職できない時代に、高校中退
者の就職など社会参加には厳しいものがあ
ります。

これが「ひきこもり」とも重なります。
結局、親が何とかするしかないのです。私
たちの作り出した現実には、ひきこもって
いる若者の問題を、まだ十分社会化できな

いでいます。そして今、受け皿（就業先や所
属）を持たない青年が百万人の単位で存在
すると言われていています。この人たちは求職
活動をしていませんので失業者数にさえ入
っていません。もし彼らも含めたら、若年
失業率はもっと増えるはずですよ。

これは大問題です。児童虐待問題も大き
な社会問題に違いありませんけれども、少
なくとも、今日の子育て問題の中で、「児
童虐待」だけに焦点を当てていけば済むと
いう問題ではないはずですよ。

■児童虐待問題への今後の対応は？

もうこれ以上、虐待専任チームや児童虐
待を理由にした増員はないでしょうし、ど
うやら発生件数のピークも過ぎたようです。

それでも、児童虐待問題が大変だという事
実は変わってわけではありません。対応体
制の充実が継続されなければなりません。

想像してみてください。児童虐待の通報
があつて「とにかく、親子の分離を！」と
いう場合、ケースを分離するのは大変な
ことですが、それでも出来ないことはあり
ません。しかし、「いったん分離した十家
族の再統合に努力しなさい」と言われたら
そこには分離時とは比べものにならない膨
大なエネルギーが必要です。

しかし、再統合のための仕事は目立ちま
せん。既に措置をしているケースの関係修
復対応になるわけですから、業務実績の統
計数値もたいして増えないのです。大変な
エネルギーを必要として、しかも、それで
上手くいくかどうかは、個別の経過いかん
なのです。

一方、児童養護施設を取りまく現状と課
題はどうなっているのかについても考えて
おかねばなりません。

世間の風向きは、どこといわず人員の見
直しに向いています。新たに施設を作つた
り、増員を求める時代ではないという空気
も強いです。そこで、「施設が慢性的に定
員一杯だから、もっと積極的に子ども達を
家に帰そう！」という意見も出るようにな
っています。

たしかに緊急性のある子どもを入所させ
ようと思つても、定員いっぱい施設ばか
りでは、見直しの議論が登場するのをもっ
ともな話です。しかしそうして家庭に戻し
た子どもに万が一、何か事件が起こつたり
すると、「なぜ帰したんだ！」ということに
なるのです。

児童養護施設にゆとりがない現実の中で、
とりあえずの対応として児相の一時保護所
がフル稼働しています。しかしそこに2カ
月も3カ月も居るのでは、義務教育の保障
もままなりません。なんとか施設にと思案
しますが結局、自宅に戻すことになること
も少なくありません。しかしこの見切りが
正しいのかと問われたら、担当者は返答に
窮するでしょう。大丈夫だなどは誰にも
言えないのです。こんな状況が今日日本中
にあります。

施設の側からは、「状況も考慮せずに、
虐待を受けてきた子どもたちを、どんな
措置してきたのはいいたい誰なんだ」とい
う不満が出てきています。

もともと児童養護施設は、家庭的に恵ま
れず、食べる・寝る・学ぶ・育つことが充
分に確保できない状態にある、ベーシック

なネグレクト（不適切な養育）の人たちの
子どもを受け入れてきたのです。「家はひ
どかったけれど、ここは優しい先生がいて、
おいしいご飯も食べられて…」というよう
に処遇してきた所であつたはずですよ。

そこへ、今は虐待問題をはじめとする様々
な困難事情を抱えた子どもたちが入所して
います。職員の配置基準はもとより、設備
体制は大して変わっていないのに、入って
くる子どもの質だけが大きく様変わりして
きているのです。こんな中では、そこで日々
暮らす子ども同士の関係も大変ですよ。

■児童虐待問題を捉える視点

私は今年五十六歳になったのですが、六
十歳、七十歳になった時に、「もうこんな
生活はええわ、長生きしても意味ない」と
思うようなことになるとしたら、「我が国
は長寿国だ……」などと、とても言つては
いられないでしょう。

しかし現実には、そんなふうと思う人がた
くさん出てきているのです。近年、加速度
的に高齢期の自殺が増えています。事情は
それぞれだと思いますが、そんなに遠くな
い未来に、寿命を終えようとする多数の高
齢者が、自ら死を選んでいきます。それに有
効な手立てのうてない社会システムのもと
で、児童虐待問題に限って、なぜ、こんな
にみんなが活性化するのでしょうか。私に
はそのことが、なんだかとても奇妙に思え
ます。

今あらためて、児童虐待問題は現代日本
の抱える社会問題の一片として捉える視点
が求められているように思います。

福祉サービス〈第三者評価事業〉の現況と今後の課題

「日経」新聞は、七月二十八日付け朝刊の一面トップに「介護サービス格付け一質向上へ全事業所対象（厚労省方針）」の見出しで、介護保険サービスに対する外部の客観的な評価の義務付けを導入する国の方針を報じました。その後、八月末にはこの導入方針の具体的な内容として、二〇〇五（平成十七）年度以降、段階的に全ての介護保険サービスに第三者評価を義務付けること、来年度は訪問介護や特養老人ホームなど七サービスを対象に全都道府県でモデル事業を実施すること、本年九月に専門委員会を立ち上げて評価の項目や方法を詰めていくこと等が伝えられています。また、京都府ではこうした国の動きと軌を一にして、七月二十八日から八月十一日を期間として、介護サービス評価事業の第三者評価機関（十団体程度）及び評価を受けようとする事業所（約一五〇事業所）の両方を公募しました。

このように今、介護サービスを中心として「第三者評価」への取り組みが大きく動き出しています。そこで、この間の動向や七月二十五～二十六日に行われた「第三者評価事業フォーラム in きょうと」で評価を問う「福祉サービスがめざすもの」（「第三者評価事業」きょうと研究会ほか主催）で討議された内容などをとくに、現況と課題、方向を探ってみます。

■第三者評価は「契約福祉」下における利用者支援の重層的取り組みの一環

このテーマの出発点は、介護保険制度や障害

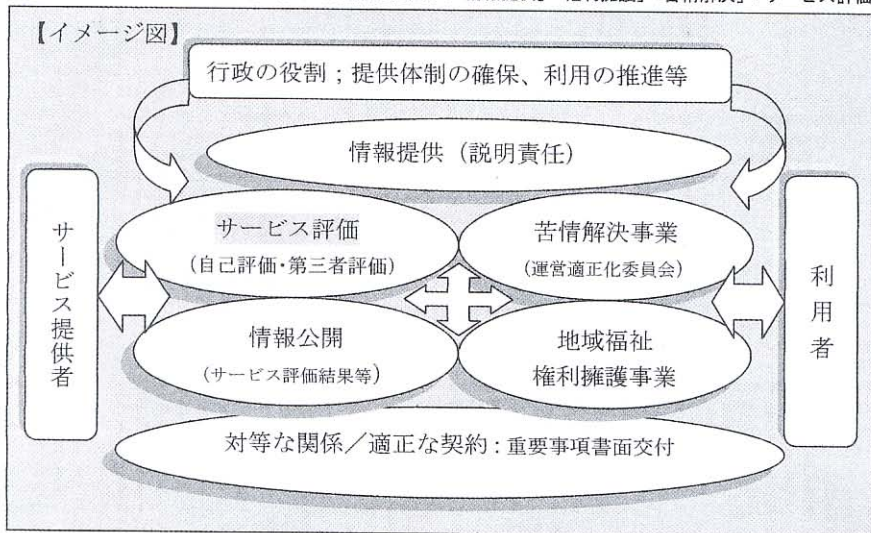
者支援費制度のように、社会福祉サービスの利用方法が、従来の「措置制度」から利用者の「選択と決定」により「契約」に基づくサービスの利用という仕組みに転換したことが背景にあります。つまり、選択にあたっての「わかりやすく適切な情報」が不可欠なものとして求められることになったからです。

社会福祉法の第八章「福祉サービスの適切な利用」は、法改正において全文新設された章立てですが、その第一節が「情報の提供等」であり、この中で「サービスの質の評価」への努力がうたわれています。これは、サービス提供における利用者

と事業者の対等な関係を確保し、福祉サービスの適切な利用



福祉サービスの適切な利用を支援する重層的仕組み：「情報提供」「権利擁護」「苦情解決」「サービス評価」



あてることにより現行のサービスを振り返り、「良質かつ適切な」（社会福祉法第三条）サービスの提供へ改善・向上させることにつなげていく役割を持つとされています。（左記のイメージ図参照）

■「福祉サービス第三者評価事業」の概況

別表のように、福祉サービスに関する第三者評価事業には、厚労省社会・援護局が提示した全サービスを対象とするガイドラインがあるほか、社会福祉施設種別毎に各々の評価基準・評価項目が厚労省各担当部局から示されています。国は、今後の体制整備と事業推進について、国及び府県段階の推進機構の整備を図るとしており、今年度は都道府県に対する「第三者評価機関育成支援事業」を予算化し、府県レベルの取り組みを促しています。

を担保する仕組みとして位置づけられるものであり、その意味では、同じ趣旨で事業化された「地域福祉権利擁護事業」や「苦情解決事業」等と併せて、利用者支援の重層的な取り組みの一環といえます。（新たな時代の福祉サービスの「安全装置」と呼ぶ人もいます）また、事業者にとってこのサービス評価は、「外の風」を評価結果を積極的に公表することにより利用者の選択を支援するとし、評価項目のコンセプトとして、共通評価項目の「四つの柱」（①組織力、②サービス品質力、③やさしさ力、④向上力）及び各サービス評価項目の「四つの柱」（①環境整備、②ケアサービス、③連携体制、④サービスの成果）を示しています。



＜別表＞

所管部局	対象施設等	根拠通知等
社会・援護局	全サービス	「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」（平成13年5月15日）
老健局	痴呆性高齢者グループホーム	※平成13年度より自己評価と結果の公開を義務付け、14年度より評価機関の外部評価と公表を義務付け（⇒平成16年度末までは経過措置）
障害保健福祉部	障害児者施設	「障害児・者施設のサービス共通評価基準」（平成12年6月） 自己評価基準として普及⇒第三者評価での活用も考慮
雇用均等・児童家庭局	保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院	「児童福祉施設分野における福祉サービスの第三者評価基準の指針について（通知）」（平成14年4月22日） ※14年度より（社）全国保育士養成協議会が評価事業を実施

■フォーラムで話されたこと、残された課題
～シンポジウム・分科会の討議より～

京都市内で開催された二日間のフォーラムでは、二つの基調講演（①永和良之助・仏教大学教授、②濱谷浩樹・厚労省福祉基盤課福祉人材対策室長）及び二つのシンポジウム（①第三者評価事業概論、②福祉サービスの質と第三者評価）、さらに二つの分科会（高齢、児童、障害）

を通じて多角的な議論が行われました。討議では、京都府内においてモデル評価を受けた施設長の受けとめや調査者として評価を行った経験、利用者・当事者からの発言、さらに他府県の先行事例の教訓などが出されました。総じて、今日時点の第三者評価の受けとめや取り組みは、さながら百花繚乱の様相を呈していたといえます。特に、高齢者・障害者・児童に分かれて話し合われた分科会では、明らかにその位置づけや課題意識において種別間の相違・格差が浮き彫りになっていったように思われます。

たとえば、障害者福祉分野の分科会では、「知的障害者の場合、『第一者』が本人でなく家族になっている。第一者（当事者）評価こそ重要」 「評価は一つの線引き。それが利用者にとってマイナス面に作用することもある」など否定的な見方も語られながら、むしろ「エンパワメント」や「地域生活支援」に向けた情報提供やプログラム支援が重要だとする意見が出されています。また、評価を通じてサービスの標準化が図られるとする捉え方についても、「標準化は必ず低いレベルの標準化に流れる」との危惧もだされるなど、全体として第三者評価に対する懐疑的で慎重な態度が伺えました。

児童福祉分野については、第三者評価が「羅針盤」になり得ることや「人間ドック」的な機会になるといった積極的な意義付けを行いつつ、次の五点の課題が挙げられ（①施設最低基準改善の議論も重要、②行政監査の結果が公表されていない、③評価を誰がになうのか、④費用負担をどう考えるか、⑤評価方法上の問題点（ア、「難ケース」の受け入れと処遇実践の評価、イ、経年評価が必要、ウ、施設に留まらない地域やネットワーク、自治体そのものの評価））、こうした課題の解決に向けた条件整備の重要性が強調されていました。

評価機関・基準のあり方、調査員の養成等）が主に議論されていたように見受けられました。こうした中で、締めくくりにシンポジウムで報告された事例で注目されたのは、大阪のNPO法人『福祉を拓く会GOWA』の取り組みです。『GOWA』は、介護保険導入後の高齢者介護事業分野における利用者の選択を支援するため、調査・評価・情報公開並びに事業者の自己改革支援を掲げ、三段階のステップ評価（①自己評価、②市民評価、③経験ある調査者による評価）を行っています。このステップ評価のコンセプトは、外在的な専門家による一方的な評価ではなく、市民との対話を通じて、施設の実態を理解し地域福祉の担い手となる市民の育ちを支援するということに特色があります。『GOWA』評価事業が掲げる五つの目的

（①利用者による事業者の選択、②事業者による事業・サービスの改善、③社会や行政の福祉政策の改善、④地域の福祉力の向上、⑤相互討論の盛んな活気ある市民社会の形成）は、第三者評価事業に創造性や運動性を込めた取り組みとして、今後のあり方に貴重な一石を投じているといえます。

第三者評価の方向／検討視角

福祉サービスといっても、各分野の歴史的な経過や背景の相違、また現在直面している課題の多様性などから、「第三者評価」の座標軸は現時点ではかなり多面的・立体的な視点が求められるといえますが、利用者の分野を超えて、今後のあり方に向けて次のような検討視角が提起されているように思われます。

一つは、利用者支援と事業者支援の両側面を持つとされる第三者評価は、突き詰めていけば果たして表裏の關係に収まるのかどうか。機軸をどこに置くのかの根本議論も引き続き必要ではないかと思われまます。（例えば、入所施設処

遇から地域生活支援へと方向づけられている中で、施設サービスの評価自体の意義付けや当事者評価との關係など）
二つ目に、理念やサービスの質（方向性）が現在進行形で転換しつつあるなかで、これに対応する評価の方法、評価項目をどのように具体化していくか。（特に、コミュニケーションに困難を伴う痴呆性高齢者、知的障害・精神障害のある利用者の満足度評価など）
三つ目に、制度・施策の枠を超えた開拓的な試行・実践や地域を基盤にした運動的側面の評価を組み込む必要性、及びその場合の評価方法等の開拓。

四つ目に、行政主導の先行例やNPO法人の試行、さらには企業がビジネスとして参入してきている動向（東京都が認証した評価機関五十二法人のうち、（株）が二十三を占める。先の『日経』一面報道の扱いはこの脈略でうなづける）の中で、行政の役割の明確化、市民サイドの独自性を発揮した取り組みの推進、「評価ビジネス」への評価、ISO（※）取得による方法などを含めて、評価主体の位置づけや評価内容における固有領域の棲み分け及び多様化するであろう評価機関間の連携の手法等が求められてくると思われる。言い換えれば、「評価機関を評価するシステム・機関と評価手法」が必要になってくるということになります。

大きく動き出した「第三者評価」が、真に利用者本位の仕組みとして確立していくことを何より肝心なこととして、社会福祉協議会が果たすべき役割検討を深めながら、取り組みを前進させていきたいものです。

※ ISO（アイ・エス・オー／イン）⇒国際標準化機構（International Organization For Standardization）
1947年に設立された非政府間国際機関で、モノやサービスの国際貿易を容易にして、知的・科学・技術・経済の進展を支援すること及び規格の標準化促進に資することを目的とする。福祉分野では、サービスの質の観点から品質マネジメントシステムとしてのISO9000シリーズが注目されている。

野球観戦で勇氣と元氣

『松山選手』（阪神タイガース）が京都の子ども達を招待

セントラルリーグにおいて阪神タイガースが十八年ぶりの優勝を果たしました。チームにおいて主軸バッターとして活躍し、またチームの牽引役で選手会長も務めている松山進二郎選手（背番号24）は、京都（平安高校）出身であり、京都にとっては大変馴染みのある選手です。

その松山選手から、是非、自分の地元である京都の子どもたちを甲子園に招待したいとの申し出があり、京都府社協では、昨年から招待活動を実施してきました。

今年も甲子園球場で行なわれる公式戦の内、土・日・祝日と夏休みの合計三十四試合にご招待していただくこととなり、京都の児童福祉施設（児童養護施設及び母子生活支援施設、知的障害児施設）の子ども達など約二六〇名が観戦しました。

そこで、今回観戦した児童養護施設の子ども達や職員から寄せられた、当日の感想や松山選手へのメッセージの一部を紙面の都合上、抜粋して紹介します。

いつ打つんだろうかと思っていて、そして「かっ」とばせー 松山」って応援があった

て、そこからすごい阪神のことに興味もち、一人だけメガホンを持っていないこと

にはずかしさを感じ、メガホンを買って応援しました。

試合中、いっぱい、いっぱい写真を撮ったし、七回の裏で風船をとばすなんて知らなくて、友達が教えてくれていそいで買

に行きました。それで、ぶう〜といっぱい

それから、いっぱい、いっぱい応援してのどがかわいても、応援しました。だから一点入ったのかな。



私は、今年高校三年生です。だから今年学園生活最後なので、あと一年もないけど残りの生活をがんばりたいと思います。松山さんもがんばってホームランが毎日入るように練習をがんばってくださいよ。

（高校三年生）

あの選手一人一人のプロらしい迫力あるプレーと応援している人達の息のあった応援は、僕のなかでもとてもいい思い出になりました。とてもいいものを見せてもらったなあと思いました。本当にありがとうございました。

（感謝・感激）
（高校二年生）

松山選手は、ライトを守られていて、フライが上がれば必ずキャッチしていたし、ホームラン寸前のボールも必死で追いかけて中継に渡されていました。

松山選手は、雨のなかでも最後まで決まてあきらめず、バッティングもすごいし、やっぱりプロの世界は違うんだなあと思ったので思いました。

最後まで精一杯がんばる。悔いの残らない試合を全力でやる。プロの人達にとっては当たり前的事かもしれませんが、私にとってはとても大きな事に感じます。

松山選手、今回は本当にありがとうございました。
（中学三年）

勝ったときなんかは、「よっしゃ〜。」と思う気持ちはだれよりも自分が一番でし

平成16年度 高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金 及び障害者スポーツ支援基金「地方分助成」 事業の募集のお知らせ

本事業は、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進などの事業に対して助成し、民間の創意工夫を生かした社会福祉を振興するためのきめ細かな地域レベルの事業を支援します。

■助成対象事業

高齢者・障害者福祉基金…

ボランティア団体等の多様な主体が参加した、従来の施策の枠を超えたきめ細かな在宅福祉事業

子育て支援基金…

子育て支援や、青少年の非行防止・健全育成等の推進のための事業

障害者スポーツ支援基金…

スポーツを通じて障害者の社会参加を図るための障害者スポーツの育成・強化等の事業

■助成対象事業者（活動エリア、活動対象が京都市内の場合
は京都市社協へお問い合わせください。）

公益法人、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等

■助成額

200万円以内（単年度事業）

■応募期間

平成15年9月1日（月）から

平成15年10月31日（金）

■問合せ・申込み先

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

ハートピア京都5階

京都府社会福祉協議会

福祉部 地域福祉・ボランティア振興課

TEL:075-252-6294

FAX:075-252-6310

「特別分助成」について

特別分助成（長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金）につきましては下記までお問い合わせください。

■問合せ・申込み先

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13

秀和神谷ビル9階

社会福祉・医療事業団 基金事業部

振興第一課・振興第二課

TEL:03-3438-9946

FAX:03-3438-0218

<http://www.wam.go.jp/>（募集要領掲載中）

※「社会福祉・医療事業団」は平成15年10月1日に「独立行政法人福祉医療機構」へ移行予定しておりますが、問い合わせ先の変更はありません。



た。

試合が始まると、すごく燃えてきました。初めてだったんですけど、これほど見ている方もすごく熱くなれるのは初めてです。

この試合を見て、自分も松山選手に負けないように、いろいろとがんばっていいことと思います。（中学一年）

先日は甲子園に招待していただき、素晴らしい経験をする機会を子どもたちに、私たちに提供して下さい、ありがとうございました。存分に楽しい時間を過ごすことが出来、本当に嬉しく思います。

子ども達に野球の楽しさ、スポーツのおもしろさを伝えるとても良い機会になったと思います。本当にありがとうございました。

プロ野球選手の素晴らしいプレーを見ることは、施設で生活する子ども達にとって何よりも励みになります。今後、またこのような機会がありましたら声を掛けて頂ければ幸いです。（施設職員）

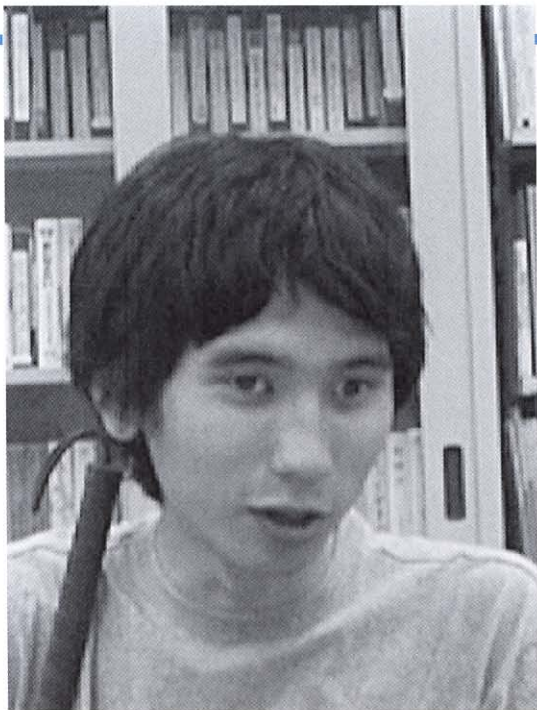
今回、掲載したのは、ごく一部のものであり、観戦した児童福祉施設の子どもたち

からは松山選手に対して多くのお礼のメッセージが送付されています。

このような野球観戦が初めてだった子ども達も多く、どの子ども達もプロ野球選手の試合における懸命な姿勢や、またそれを応援する方々の熱気から今後の生活にむけての勇気と元気が湧いてきたようです。

地元京都への配慮と社会福祉に対するご理解から、児童福祉施設の多くの子ども達を甲子園球場へご招待していただいた松山選手及びこの招待活動の実施のための様々な調整を頂きました球団職員の方々にも改めて感謝いたします。

ぱらっとホーム



■プロフィール

1980年10月 熊本県山鹿市生まれ

2002年からNHKラジオ「共に生きる」の司会者としてレギュラー出演。2003年4月 立命館大学大学院応用人間科学研究科進学。各地の高校放送部を訪問し、活動のアドバイスをを行っている。

ご意見・お問合せ先

so083993@ss.ritsumei.ac.jp

話し言葉の魅力、多くの人と対話することのおもしろさを伝えるとともにその活動を通して外の世界との交流を深めてほしいと願って、この夏も三府県で講習会の講師を務めました。一方で、校内放送以外の活躍の場がなかなかない高校放送部の生徒たちが朗読ボランティアに取組むのはどうかと提案します。これは、朗読ボランティアの担

いに手に専業主婦が多い中で、将来的な担い手づくりや朗読の質を高めるとい意味で、若い世代や言葉の専門家たちに活躍してもらいたいという考えからです。もうひとつの活動として、二ヶ月に一度、NHKラジオ「共に生きる」の司会者をしていきます。「いろいろな人と言葉をやりとりしながら歩み寄っていくことがおもしろい。書いてあるものだと書き手の真意がつかめないことがあります。生の言葉でやりとりすることによって理解しあうことができます。一方で、いろいろなスタンスの人がいるのに、逆境を逆境にしないで前向きに生きていく、番組の枠に当てはまる人しか取り上げようとしないマスコミに疑問を持っています。『番組作り・ドラマ作りの主体』たちの期待と管理に影響されない番組作りをしたいと考えています。」また、「話し言葉のおもしろさや言葉のおしゃれのすずめという考え方を伝えたい。喜びを伝えた人に対して、本当は喜んでるのに、トーンの低い話し方のために冷たい人と誤解されてしまったりすることがあります。人間関係の中で、ある程度話し方を装うという事は大切なことではないでしょうか。」と、これからの自分の活動展開をどんどん描いていきます。

本業は大学院生。自称フリーアナウンサー。尺八愛好家。いろいろな肩書きを持つ彼は、先天的な全盲です。率直に、「視覚障害があることで、たいへんだったことは？」と尋ねると、「困ることは、情報入手が難しいことです。駅の券売機にタッチパネルが多くなり、かえって不便です。大学食堂はセルフサービスです。たくさん情報があるけれど、一人では利用できません。その点、コンビニはマニュアルが細かくできていて、店員さんが丁寧に対応してくれます。視覚障害者への援助は新たなものを作るというより、今あるサービスに工夫を加えることで組み込めるのではないかと考えています。商店街での買い物には、商店会の協力を得てサポートしてもらうこと

も可能です。出版物も大手の出版社であれば、点訳部門を自ら請け負い、点訳を含めた活字以外のメディア（音声や電子データなど）でも、活字印刷と同時に出版する（ユニバーサル出版）がもっと定着してほしいと思います。」と、障害があるために苦労していることを聞いていたのですが、いつの間にか、前向きな提案がどんどん飛び出していきます。この前向きな姿勢は、持ち前の明るさに加え、放送に関する活動で培われたのであろうか。

共に生きる～生の言葉で心のつながりを～

安田 知博 さん

「アナウンサーを本業にすることは今のところ考えていません。アイデアがどんどん湧いてきます。自分の興味のあることをいろいろやっていきたいと思っています。」まだまだこれからの大きな可能性を感じます。そして自然体の明るい前向きな言葉の中に、強い主張はないけれど、様々な活動の中で培われてきた信念のようなものを感じました。これからの活躍が楽しみな青年です。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

e-mail: daihyo@kyoshakyo.or.jp